

J P B D A 西部総局プロフェッショナル選手規定

2024年（令和6年）1月1日改訂

第1章 総則

1. 本規定は、日本プロフェッショナル・ボールルーム・ダンサーズ協会西部総局（以下、総局）を通じて日本プロフェッショナルボールルームダンス選手会西部（以下、選手会）にプロフェッショナル登録をしている選手（以下、プロ登録選手）並びに未登録の選手を対象として制定する。
2. 本規定は、総局が主管する競技会を公平且つ合理的に運営する事を目的とする。
3. 本規定の運用についての運用並びに改定は総局審査会において行う。
4. 本規定の適用は1年ごととし、1月1日より12月31日までとする。（以下、競技年度）

第2章 競技会

1. 競技会は、スタンダードとラテンアメリカンの二部門にて行うものとする。
2. 競技会は、登録級別に行うクラス戦と級別に行わないもの（オープン戦、ライジング戦）に分けられる。
3. 級別クローズドの指定のない競技会は、原則として下位級選手の上位級挑戦を可能とする。
4. 競技会における服装は、スタンダード部門は正装とし、ラテンアメリカン部門は、自由とする。
5. 同一競技会において、2人以上のパートナーと出場する事は出来ない。

第3章 出場規定

1. 競技会の出場資格は、プロ登録選手、J P B D A 他総局登録選手、国内外他団体登録選手、及び未登録のプロ選手とし、それぞれ該当するセクションに出場できるものとする。
2. 競技会に出場するためには、主催者の定める出場料を納入しなければならない。出場申し込み期日終了後に出場を取り止めた場合には、後日主催者に出場料を納入しなければならない。
3. 出場の申し込みは、所定の期日を遵守し、やむを得ない理由により出場できなくなった場合は、速やかにその旨を主催者に届け出るものとする。
4. 無届けで欠場したとき、締め切り時間に遅れたときは棄権とみなす。
5. オープン戦と自己級戦又はライジング戦が同一の競技会で開催される場合、複数セクション出場の場合でも出場回数は1回とカウントする。

第4章 登録規定。

1. 級位の認定を受けているプロ登録選手は、競技年度毎に選手登録を行わなければ

ならない。

2. プロ登録選手の登録は、スタンダード、ラテンアメリカンの二部門に区別し、A・B・C・Dの4階級の級位とし、D級からA級へ進むのを原則とする。
3. プロ登録選手は、シングル又はカップルでも登録を申請する事ができる。
4. 登録申請に際しては、所定の登録料を納める。
5. 登録申請は次の5つに分類される。
 - a. 新規登録：新たに登録選手の申請をするための登録。
 - b. 継続登録：既に登録されているプロ登録選手が、次年度にその資格を継続するための登録。
 - c. 再登録：継続登録を行わなかった選手が再びプロ登録選手の資格を得るための登録。原則として新規登録扱いとなるが、級位の認定は総局審査会に諮り決定する。
 - d. 移籍登録：他総局及び他団体の登録選手が本総局に移籍をするための登録。なお、他総局又は他団体から移籍する場合は、保持していたクラスをスライドさせて登録することができる。スライド登録の際は、他総局又は他団体におけるクラス表示がされている同年度の登録証、又は証明書を総局に提出し、承認を得る。
 - e. 転向登録：アマ登録選手がプロ登録選手の申請をするための登録。
 - (1) アマチュアからプロフェッショナルに転向するときは、転向届を総局に提出し承認を得た後、所定の手続きを完了しなければならない。
 - (2) アマチュアからプロフェッショナルに転向した時の級位の変動は下記に定める。
 - (イ) SA級は、A級に
 - (ロ) A級は、B級に
但し、転向時から遡って2競技年度内に全日本選手権決勝に入賞しているときはA級に
 - (ハ) B級は、C級に
 - (ニ) C級以下は、D級に
6. 次に該当するプロ登録選手は、その登録を抹消される。
 - a. 継続登録を怠ったとき。
 - b. 総局運営委員会の諮問により審議を経て登録抹消が決定された時。
※ b項により登録を抹消された選手が再登録を希望する時は、総局運営委員会の承認を必要とする。

第5章 パートナーシップ

1. パートナーとは、パートナーシップを組む男女相互を意味する。
2. 同姓同士のパートナーシップを組む事は出来ない。
3. シングル登録のプロ登録選手が新たにパートナーシップを組む時は双方の認定級位とする。
4. カップル登録の選手が事情により臨時パートナーシップを組む時は自己の認定級位以下の臨時パートナーでなければならない。

※事情によりとは、女性パートナーの妊娠・出産及びパートナーの短期の疾病・障害を意味し総局審査会の承認を得た後に競技会に出場できるものとする。

- a. 申請は文書で行い、臨時パートナーシップの期間を記載する事。
(届出から最大2競技年度、臨時カップルとして出場できる。)
- b. 復帰後の級位は、臨時パートナー終了時の級位をそのまま移行できる。

第6章 出場義務

1. プロ登録選手においては、自己級毎に以下の競技会に出場する義務が課せられる。
A級選手 自己級戦、及びオープン戦
B級選手 自己級戦、及びライジング戦
C級選手 自己級戦、及びライジング戦
D級選手 自己級戦、及びライジング戦
2. 出場義務大会の対象となるのは西部総局主催の競技大会のみである。
3. 競技開始前に出場を取り消した場合は出場したことはない。
少なくとも1曲を最後まで演技し、その後、途中棄権した場合は出場したものとみなす。
4. 本総局が承認した他総局、又は国内外他団体競技会に、出場せんとする選手に対する昇降級の措置を次のとおり定める。
 - a. 成績・順位等については総局競技会に準じ、得点あれば加算する。
 - b. 国内外他団体競技会に、出場せんとする選手は必ず総局に届け出て指示を仰ぐものとする。
 - c. 本総局が承認しない競技会に出場した場合、その出場した大会の結果は、本規定の定める昇降級規定の適用外である。

第7章 競技の成立条件

1. 競技は、2組以上のエントリーを要するものとし、なお、競技成立には出場組数は最低2組とする。

第8章 昇級規定

1. 総局経過年度内に、西部総局主催競技大会において、登録自己級の出場回数が過半数に達し得なかったときは、昇級の対象にはならない。
2. 昇級は、それぞれの競技会において、決勝に勝ち残った者を有資格者とし、スタンダード、ラテン両部門共、その種目の数に関係なく、1～6位入賞に対する得点を次のとおりとする。(7位以下の入賞は、0,5点とする)
尚出場組数が5組以下の場合は、最下位を6位とみなし順次得点を繰上げて行く。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
得点	10	8	6	4	2	1	0,5

各級の昇級に要する年間得点

スタンダード

- B級からA級に昇級時の規定得点 24点
- C級からB級に昇級時の規定得点 14点
- D級からC級に昇級時の規定得点 10点

ラテンアメリカン

- B級からA級に昇級時の規定得点 12点
- C級からB級に昇級時の規定得点 8点
- D級からC級に昇級時の規定得点 5点

3. 混合級戦（オープン戦及びライジング戦）において、下位級者が決勝に勝ち残ったときは、規定の得点に次の得点が加算される。

（下位級者とは、オープン戦に於いて、A級者が2組以上出場の場合は、B級以下の者が下位級者。）

（ライジング戦に於いては、B級者が2組以上出場の場合は、C級以下の者が下位級者。B級者とC級者あわせて2組以上出場の場合は、D級者が下位級者。）

上位級出場組数	6組以上	5組	4組	3組	2組	1組以下
得点	5	4	3	2	1	0

4. 次の各項に該当したときは、審査会に諮り特別昇級を認める場合がある。

a. オープン戦において、C級以下の選手が3位以上に勝ち残ったとき。

b. ライジング戦において、下位級者が優勝したとき。

但し、いずれも上位級者の出場組数を考慮して決定する。

5. 昇級の決定は、すべて総局経過年度終了後審査会に諮り決定する。

第9章 降級規定

1. 次の各項に該当したときは、降級の対象となる。

a. 総局経過年度内に、西部総局主催競技会において、登録自己級の出場回数が過半数に達し得なかったとき。

b. 総局経過年度に、選手登録を怠り、且つ選手会年会費未納のとき。

2. 本総局プロ登録選手にして、何らかの選手権保持者（チャンピオン）に限り、降級の対象とならない。

3. その他、次の各項に該当する事項についても、本総局に届けを提出し、審査会の承認を得たときは降級の対象としない。

a. 海外留学又は研修

b. パートナーの産休（届出から2競技年度以内）

c. 事故及び身体的故障等で出場不可能なとき（診断書要）

d. 総局審査会が諸般の事情により必要と認めた場合。

4. 降級の決定は、すべて総局経過年度終了後審査会に諮り決定する。

第10章 その他

1. 本規定の改廃は、総局運営委員会において決定する。
2. 本規定適用の詳細は、総局審査会に委ねられる。
3. 本規定は、令和6年1月1日より施行する。

(補足)

1. 昇降級判定会議は総局、審査委員会、競技管理部、競技部、選手会の代表で構成される。
2. 昇降級判定会議の長は総局の代表が努める。

令和6年1月1日制定。
JPBDA西部総局 審査委員会